

令和4年第3回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和4年3月14日（月）
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委 員 菊池 すみ子
委 員 樋渡 奈奈子 委 員 林 幹字
委 員 小野 聡子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 阿部 英明
次長兼教育総務課長 佐藤 良彦
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 内海 年一
参事兼教育総務課長補佐 今野 一博
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 記 録 係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後3時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第5号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
議案第6号 多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第7号 多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
議案第8号 職員の人件について
議案第9号 県費負担教職員の任免等の内申について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和4年第2回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和4年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、3月1日から24日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による宮城県の緊急特別要請の延長を受け、部活動を中止しました。

2月7日から3月9日まで31日間の会期で、「令和4年第1回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月5日に中学校において新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、来賓者数等を縮小して執り行いました。小学校においては、3月18日に執り行う予定です。

令和4年度の市立小中学校の「入学式」は、小中学校とも4月8日に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて執り行う予定です。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、別表のとおりです。

生涯学習課関係ですが、3月1日から21日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による宮城県の緊急特別要請の延長を受け、学校開放事業を中止しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。文化財課関係につきましては、報告事項はございません。

令和4年3月14日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

議案第5号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、日程第4本会議に入ります。

はじめに、議案第5号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、5ページをお願いします。議案第5号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。

今回の議案につきましては、令和4年4月に行われる市役所の全体的な組織改編に合わせて、教育委員会の組織の一部を改編するために規則の改正を行うものでございます。

では、議案関係資料で説明いたしますので、7ページをお開き願います。

「令和4年4月における組織改編について」と題した資料でございます。

このことにつきましては、今年1月31日に開催いたしました令和3年度第1回総合教育会議におきまして、市長公室から詳しい説明をしておりますので、ここでは教育委員会に関係する部分をかいつまんで説明いたします。

まず、「1 組織改編の考え方」でございますが、教育委員会においては2段落目、「改編に当たっては、行政改革の視点を踏まえた組織とすることを考慮して部課系の統廃合」を行うというところが関連しており、「2 組織改編の概要」の「(1) 各部課等の構成」の別紙資料ですが、次の8ページ・9ページをお開きください。この見開きの図は左側の8ページが現在の組織、右側の9ページが4月からの組織を示しておりますが、その一番下、教育委員会事務局の文化財課のところ、現在は文化財係と調査普及係の2係ありますが、4月からは調査普及係を廃止し文化財係1係とするものです。

7ページにお戻りください。

2の「(2) 教育委員会における組織改編の概要」というところですが、廃止する調査普及係につきましては埋蔵文化財調査センターの職員全員に兼務発令することにより設置し、出先機関であると同時に文化財課内の1係としての役割も担うこととしておりましたが、特に兼務のメリットもデメリットも生じていないことから、簡素な組織体制にする観点で実態に合わせて調査普及係を廃止し、文化財課を1係体制とするとともに、文化財課及び埋蔵文化財調査センターの分掌事務を整理するものです。

以上が議案の概要ですが、具体的な改正内容については「新旧対照表」で説明いたしますので、16ページ・17ページをお開き願います。

この新旧対照表は、改正前を右側に、改正後を左側に配置し、改正部分（下線を引いている部分）を対照できるようにしている表でございます。

まず第8条の表に、事務局の組織として課と係名の規定がありますが、今回の改正により調査普及係を削るものです。

次に第9条で、事務局の事務分掌として各課や出先機関がそれぞれ分掌する事務の規定がありますが、改正前の調査普及係の項に分掌する3つの事務の規定を削るとともに、そのうちの第3号「埋蔵文化財調査センターに関すること。」については、同センターを監督する役割を引き続き文化財課が担うものとして、改正後の文化財係の項、第6号に追加するものです。

このほか、改正前の普及調査係の項の第1号、第2号については第26条、埋蔵文化財調査センターの事務分掌に係る改正内容に関連しますので、併せて説明いたします。

まず、このページ一番下の第26条第2項の改正前、第1号に「埋蔵文化財の調査立会いに関すること。」、第2号に「埋蔵文化財の発掘に関すること。」がありますが、これらの規定と第9条調査普及係の項第1号「埋蔵文化財の発掘調査に係る連絡調整に関すること。」を合わせて整理し、改正後の第26条第2項第1号に「埋蔵文化財の発掘、調査及び研究に関すること。」として新たに規定するものです。

また、改正前の第9条調査普及係の項第2号「文化財愛護思想の普及啓発に関すること。」については、埋蔵文化財調査センターはこれまでも、文化財全般の普及啓発に関わってきたことから、改正後は愛護思想に限定せず、第26条第2項第6号に「文化財に係る普及啓発に関すること。」として新たに規定するものです。

なお、これらの改正の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上で、説明を終了いたします。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第5号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定いたします。

議案第6号 多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第6号「多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、15ページをお願いします。

「議案第6号 多賀城市教育財産管理規則及び多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。

今回の議案につきましては、先ほど御承認いただきました議案第5号と同様に、令和4年4月に行われる市役所の全体的な組織改編に合わせて、関連する規則の改正を行うものです。

では、議案関係資料で説明いたしますので、17ページをお開き願います。

「令和4年4月における組織改編について」と題した資料でございます。

この度の組織改編においては、議案第5号で説明いたしました考え方に基つき、「1 改正の趣旨」の1段落目の下から2行目になりますが、「部課係の統廃合による部課等の名称変更、部課等間における所管業務の移管等」が行われます。

このことにより、変更となる部等の名称に係る規定を含む2つの規則について、今回改正を行うものです。

「2 改正の内容」ですが、まず1つ目は「(1) 多賀城市教育財産管理規則」でございます。組織改編により公有財産の管理に関する総括事務が、総

務部（管財課）から企画経営部（財政課）に移管されることに伴い、このことを規定する多賀城市公有財産規則が改正されます。

この公有財産のうち、学校その他の教育機関の用に供する財産を特に「教育財産」として、教育委員会が管理をしておりますが、そのことを規定している教育財産管理規則に、公有財産規則の規定を準用する規定があることから、公有財産規則の改正に合わせて改正を行うものです。

具体的な改正内容については、議案第5号と同様に新旧対照表で説明いたしますので、18ページをお開き願います。

第16条右側、改正前は総務部長となっている部分を左側、企画経営部長に改めるものです。

続いて、2つ目の規則について説明いたしますので、17ページにお戻りください。

2の「(2) 多賀城市教育委員会における多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則」については、今回の組織改編により、私債権の管理に関する総合調整事務が、市長公室から企画経営部に移管されることに伴いまして、このことを規定する多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例施行規則が改正されます。

教育委員会における私債権規則には、例えば、保護者が滞納している給食費を保護者等に請求する権利などの私債権を放棄する場合に、あらかじめ市の総合調整部署へ協議しなければならないとの規定があることから、市の私債権規則の改正に合わせて改正を行うものです。

具体的な改正内容については、新旧対照表で説明いたしますので、19ページをお開き願います。

第5条右側、改正前は市長公室長となっている部分を左側、企画経営部の長に改めるものです。

17ページにお戻りください。

「3 施行期日」につきましては、令和4年4月1日としております。

本教育委員会にお諮りする規則改正の内容は以上となりますが、教育委員会に諮らずに教育長等が定めることができる、いわゆる「内規」と呼ばれるものの中にも組織改編に伴い改正が必要なものがありますので、規則と同様に令和4年4月1日に施行するものとして改正してまいります。以上で説明を終了いたします。

教育長

ただ今の説明について御意見、御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第6号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第6号について原案のとおり決定いたします。

議案第7号 多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第7号「多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、21ページ、議案第7号「多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

資料により説明しますので、24ページをお願いします。

これは、多賀城市立小学校及び中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、社会教育の振興及びスポーツの普及並びに地域のコミュニティ活動等の発展に資することを目的として、市民の利用に供することに関し必要な事項を定めている規則ですが、民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、新旧対照表で説明しますので、25ページを御覧ください。

第1条から第3条は改正が無いため、省略しております。

第4条第1項第2号ですが、責任者の要件を「20歳以上の者」から「成年に達した者」と改正するものでございます。

第5条から第11条までは改正がないので省略しております。

第12条の維持費を減免できる要件については、構成員が18歳以下の者であることに変更はないのですが、「18歳以下の青少年」から「18歳以下の者」と改正するものでございます。

次に様式第1号の改正については、次ページをお願いします。26、27ページです。

まず、27ページのこれまでの申請書様式を御覧ください。

下から2つ目、「構成員」の欄ですが、これを確認するため、「成人の団体」か「18歳以下の団体」かを記載していただいておりますが、成年年齢引き下げに伴い、26ページのように分かりやすく改正するものです。

改正の内容ですが、構成員として、市内在住、在勤、在学者の人数とそれ以外の方の人数を記入してもらい、市内在住者等が5人以上在籍しており、登録要件を満たすかどうかを確認します。

次に、指導者を除く構成員が18歳以下の団体であれば、市内在住、市内高校在学者の内訳を記載していただき、その人数が半数以上であれば維持費の減免ができることを確認できるようにしたものでございます。

23ページにお戻りください。この改正に伴う附則ですが、今回の一部改正をする規則は、令和4年4月1日からの施行を予定しておりまして、経過措置として、改正前の申請書により申請したものについては、改正後の申請とみなすこととしております。

以上で、議案第7号 多賀城市立学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

18歳以上を成人とするが、成人という文言を使わないというところで、構成員のところでは18歳以下のところで無料になるところ、18歳未満、18歳以下で対象になるかならないかその辺りがよくわからないので御説明をお願いします。指導者としては、18歳以上であればよいのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

指導者の年齢要件はありません。25ページを御覧いただきたいのですが、責任者は18歳以上の成年の方でなれます。指導者の年齢要件は無しです。責任者が18歳の者も良くて、減免要件にも18歳も入っているというところが、違和感があるというところかと思えます。これは我々も相当議論を行いまして、減免の規定については、26ページの新しいほうの表の、指導者以外の構成員の内訳で、市内高校在学者、高校生までは減免にしましょうとしました。責任者が高校生であっても、成年になっていたとしても構成員が18歳以下の団体の半数以上が市内在住、市内の高校に通っている人であれば減免できるということにしました。18歳の部分でわかりづらい部分となっておりますがそのようにさせていただきました

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

18歳以上のものから成年に達したものと変更になったのは、成年がどうなるかわからないから、成年としたということでしょうか。18歳以上という表記もあったのかと思うが、成年の扱いが変わるかもしれないということを含めてなのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

そこまで想定したものではないのですが、市役所内としての統一した表現として成年に達したものとして表現したものでございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

18歳に達していれば成年に達しているということになるのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

そのようになります。表現は異なりますが、意味合いは同じになります。

教育長

小野委員。

小野委員

25ページの新旧対照表第4条の新の下線が括弧までついているのはどうしてでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

誤りですので、訂正させていただきます。

教育長

その他ございますでしょうか。林委員。

林委員

高校生以下だけの団体、18歳が責任者の団体で、もし何かあったとき、責任者は高校となりますが、責任を取らせるということになりますか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

民法の規定上、18歳となれば責任を伴うということになります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

責任が心配なところですが、お酒とたばこはあくまでも20歳で、難しいのかなとおもいます。

教育長

小野委員。

小野委員

高校で教育というか、何年かやってきたのかとは思いますがいかがでしょう。

教育長

高校のカリキュラムは存じ上げないところですが、実際、生涯学習課に申請することになるのでしょうか。

生涯学習課長

そのようになりますが、実情としては、そのような団体はほぼありません。今後は18歳になった高校生でも、責任者になることができます。

教育長

今後は申請時によく理解してもらおうよう、きちんと説明をして、責任者たるものはどういうものを理解していただいた上で責任者になっていただければと思います。

そのほか御意見、御質問はありませんか。

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第7号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第7号について原案のとおり決定いたします。

議案第 8 号 職員の人事について

教育長

それでは、本会議に入ります。

議事に入りますが、本日の議案第 8 号及び議案第 9 号は人事案件であります。秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

<学校教育監、生涯学習課長、文化財課長 退室>

(秘密会の会議録については、別途作成)

議案第 9 号 県費負担教職員の任免等の内申について

<学校教育監 入室>

教育長

それでは、関係課長に入室願います。

<生涯学習課長、文化財課長 入室>

日程第 5 その他

教育長

次に、日程第 5 その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和4年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時44分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和4年4月27日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印